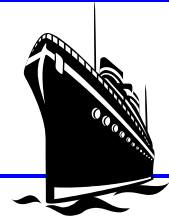


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

台風 21 号によって想定される主な損害と外航貨物海上保険の取扱

この度の台風 21 号により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

台風による冠水や事故によって港湾施設や空港施設の一部が使用できず、物流に影響が生じています。外航貨物海上保険における保険期間の取扱および台風によって想定される主な損害の取扱についてご案内します。また、事故が発生した場合には取扱代理店または弊社に速やかにご連絡ください。

1. 保険期間の取扱

弊社で標準的に使用している 2009 年版 Institute Cargo Clauses (以下「ICC」といいます。)では一般的に、貨物が仕出地にある輸出者の工場や倉庫において輸送用具への積込みのため最初に動かされたときから、通常の輸送過程を経て、仕向地の買手の倉庫において荷卸しが完了したときまでの輸送区間が補償の対象となります(注1)。

台風による冠水や事故によって港湾施設や空港施設の一部が使用できない状況となっておりますが、ICC 第 8 条第 3 項 (ICC(Air)は第 6 条第 3 項)の規定により、被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中は有効に存続します。従って、港湾施設や空港施設が使用できないことによって輸送が滞っている間も保険期間は継続します。

ただし、最終仕向港での荷卸完了後 60 日を経過した場合(航空機輸送の場合は荷卸完了後 30 日を経過した場合)、保険期間が終了します(ICC 第 8 条第 1 項第 4 号 (ICC(Air)は第 6 条第 1 項第 4 号))。

また、運送契約が打ち切られた場合(ICC 第 9 条 (ICC(Air)は第 7 条))、もしくは被保険者の意向により仕向地を変更する場合(ICC 第 10 条第 1 項 (ICC(Air)は第 8 条第 1 項))は、その旨を遅滞なく保険会社へ通知いただく必要があります。

(注1) 保険期間は、実際の売買条件、輸出契約であるか輸入契約であるかによっても異なりますのでご注意ください。

2. 貨物損害の取扱

台風によって想定される主な損害と ICC における保険金のお支払いの対象有無は以下のとおりです。実際に発生した損害が補償されるかどうかについては、ご契約内容(注2)に応じて個別に検討させていただきますので、取扱代理店または弊社までご照会ください。

主な損害	ICC(A)	ICC(Air)	ICC(B)	ICC(C)
火災・爆発	○	○	○	○
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所への浸入	○	○	○	×(注3)
雨・雪等による濡れ	○	○	×	×

○：保険金のお支払いの対象となります。

×：保険金のお支払いの対象なりません。

(ただし、特約をセットした場合には、お支払いの対象となります。)

(注2) 詳細につきましては保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

(注3) 当社がお引き受けする外航貨物海上保険では、基本セット特約の Special Clause for Institute Cargo Clauses(C)により全損の場合のみ補償します。

3. 事故発生時には

- (1) 速やかに取扱代理店または弊社に事故の概要をご連絡願います。
- (2) 損害が高額になる場合は、立会い検査(一般社団法人日本海事検定協会や一般財団法人新日本検定協会等の検査機関による検査)により、損害の程度や損害額を確認させていただく場合があります。
- (3) 一方、現在罹災現場は混乱しており、検査の依頼から実際の立会いまでには数日間を要する可能性がありますことご了承ください。このような状況下、効率的な立会いおよび損害調査のために、事故のご連絡をいただく際には以下の情報をお知らせください。
 - ① Invoice 番号
 - ② B/L 番号 (航空便の場合は Air Waybill 番号)
 - ③ コンテナ番号 (コンテナ貨物の場合)
 - ④ 貨物の蔵置場所(注4)

(注4) コンテナ貨物が港湾ヤード保管中に受損した場合には、コンテナの保管されている正確な場所(バース No. 等)、段積みされていた場合は何段目に積まれていたのか、可能な限り詳細な情報を入力ください。

以上

【別紙】 ICC(A) 関連条文

海上航空保険部・貨物保険チーム
海損部・貨物第二グループ